

非常変災害時の児童の登下校について

大雨・台風等の非常変災害時の措置につきましては、下記の通りお知らせいたします。かかる事態が生じた場合は、以下に基づいて対応していただきますようお願いいたします。

台風・地震時など

1. 児童の登校前に、豊中市を含む地域（大阪府・北大阪）に「暴風警報」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」「洪水警報」「暴風特別警報」「大雨特別警報」のいずれかが発令中の場合
※「大雨警報（土砂災害）」は、非常変災害時の措置の対象外となります。

① 午前7時以降、午前10時までの間において、豊中市を含む地域（大阪府・北大阪）に前述の警報のいずれかが発令中の場合は、自宅待機させ、警報解除次第、登校させてください。

② 午前10時以降においても、豊中市を含む地域（大阪府・北大阪）に前述の警報のいずれかが発令中である場合は、臨時休業となります。

※ 午前10時で解除になった場合は、登校させてください。

※ 平成22年（2010年）5月27日午後1時より、気象庁による気象等の警報・注意報の区域が市町村ごとに変更されましたが、テレビ等のニュースでは従来通り「北大阪」と伝えられることが多いようです。豊中市の詳細な警報・注意報内容につきましては、気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/>でも確認することができます。

2. 児童登校後に、前述の警報のいずれかが発令された場合

学校教育活動を停止せざるを得ないと判断した場合は、児童の安全確保に努め、下校させたり、学校に待機させるなど、適切な措置を講じます。

保護者またはこれに代わる方が不在の場合でも、下校後の児童の対応につきまして、ご近所や知り合いのご家庭にお願いする等の方策を前もって講じておいてください

地震発生の場合

- ① 児童の登校前に、豊中市に震度5以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。「登校」か「自宅待機」の判断は保護者の皆様をお願いします。自宅待機の

場合、安否確認のため、学校までご連絡ください。また、その場合は「出席停止扱い」とします。

- ② 登校途中に地震が発生した場合は、「特に頭部を守る」「塀や建物から離れる」「学校か自宅か近いほうに避難する」等指導していますが、ご家庭においても通学路を確認しながら親子で具体的に話し合って、決めておいてください。
- ③ 児童の登校後に地震が発生した場合は、児童を安全な場所に避難させ、保護・監督に当たるとともに、通学路の安全、校内の被害状況等を点検し、下校させたり学校に待機させる等の適切な措置を講じます。

その他

- ① 非常変災害時の対応に当たりましては、児童の生命の安全確保を最優先します。
- ② 非常変災害時の対処の仕方等につきましては、ご家庭でも日頃から、児童を交えての話し合いをもつていただきますようお願い致します。
- ③ 午前 10 時までの間に、前述の警報が解除された場合は、給食が実施されますので、以降の授業は通常通りとなります。
- ④ 放課後子どもクラブ「なかよし」は、学校が臨時休業の場合は中止となります。
- ⑤ 非常変災害時等の緊急連絡が必要な時は、学校連絡メールを使用致します。
*学校連絡メールは、各校が一斉に発信した場合、着信に時間がかかることがあります。児童を登校させるか自宅待機させるかについては、児童の安全を最優先にして、このプリントの内容に基づいて判断してください。

緊急時お迎え下校

○大地震発生や特別警報発令、不審者侵入などが起きた場合お迎え下校をお願いします。

*その場合は、学校連絡メール等で家庭連絡します。

*大地震時は、家の中の状況（ガラスの破損・家具などの倒壊）がわからなく、余震もあり危険なので、家の鍵を持っていても子どもだけでは帰せません。

*児童は学校待機させ、確実に保護者の方に引き渡します。

*保護者の方と連絡が取れない児童は、学校待機させます。

*緊急引き渡しカードに記載された方以外には、児童を引き渡せません。

*余震等安全が確保できなく、ご負担をおかけすることにもなりかねないので、親しい方でもご家族以外の方には引き渡せません。

*渋滞回避や緊急車両優先のため、来校は徒歩でお願いします。